

「女性選挙権協会全国連合」とイギリス労働党の選挙協力

## 「女性選挙権協会全国連合」とイギリス労働党の選挙協力

自由党の衰退と労働党の勃興を背景に

酒井順子

はじめに

- 一、第三次調停法案の否決
- 二、NUWSSの新政策の導入
- 三、EFFF政策の実施
- 四、EFFF政策実施選挙区  
おわりに

はじめに

「女性選挙権協会全国連合」(National Union of Women's Suffrage Societies以下NUWSSと略す)は、第二次選挙法改正の翌年創設された女性選挙権団体の系譜を引き、一八九七年にミリセント・ガレット・フォーセット(Millicent Garrett Fawcett)を指導者に再統合された、

イギリスで最も長い歴史を持った女性選挙権要求団体であった<sup>[1]</sup>。しかし、一九七〇年代前半までの女性選挙権運動の研究は、直接行動によって同時代の人々の関心を引いた「女性社会政治同盟」(Women's Social and Political Union、以下WSPUと略す)に偏っていた<sup>[2]</sup>。合法的な活動に徹していたNUWSSは、WSPUよりも集会における動員数や寄付金が少なかったことに示されるように、地味な運動であったからである。しかし最近では、第一次世界大戦直前の約二年間に、会員数も寄付金も飛躍的に増大させることができたNUWSSへの研究者の関心が高まっている<sup>[3]</sup>。NUWSSの会員数の増大の要因として、勃興してきた労働党とNUWSSが一九一二年に選挙協力を行ったことがあげられる。この選挙協力そのものを直接対象にした研究はまだないが、女性選挙権運動と労働運動の提携を視

野に入れた研究としては、J・リディングトンとJ・ノリスの共著『片手を後ろに縛られて』(一九七八<sup>(4)</sup>)と、S・S・ホウルトンの『フェミニズムと民主主義』(一九八六<sup>(5)</sup>)とがある。この二著は共に女性選挙権運動と労働運動の提携を扱いながらも、第一次世界大戦前のイギリスの自由党の衰退と労働党の勃興を巡る政治上の論争を反映し、立場の違いを見せている。ランカシャーの女性選挙権運動を扱った前者が、この選挙協力を労働運動の成長の証と捉え、女性達が労働党を支えたとみたのに対して、後者は全国レベルの考察を行ない、基本的には自由党を支持していた女性選挙権団体が労働党と選挙協力をしたことに着目して、自由党の分裂の兆候を示唆したのである。

本稿では、リディングトンとノリスの研究が地方から展望し、ホウルトンが中央から考察した第一次世界大戦前夜のNUWSSの女性選挙権運動を、特に一九二二年のNUWSSと労働党との選挙協力に焦点をあてて検討し、第一次世界大戦前における自由党の衰退と労働党の勃興という政党再編と女性選挙権運動のかかわりについて考えてみた。

なお主たる史料は、NUWSSの機関誌であった『コモン・コース』(*Common Cause*)であるが、労働党側の史料である『全国執行委員会議事録』(*NEC Minutes*)、『勞

働党年次大会報告書』(*Report of the Annual Conference of the Labour Party*)なども適宜参照した。

(その一、その二)

註

(一) NUWSSの包括的な研究には、古典的な書としては、Ray Strachy, *The Cause: A Short History of the Women's Movement in Great Britain*, 1928があり、最近では、Leslie Parker Hume, *The National Union of Women's Suffrage Societies 1897-1914*, 1982がある。本邦では、河村貞枝「イギリスにおける婦人参政権運動の考察―婦人参政権協会全国同盟をめぐって(その一、その二)」『富山大学人文学部紀要』第十七、十八号、一九九一、九二年において、一九〇九年までのNUWSSに関する研究がなされている。

(二) イギリスの女性選挙権運動の研究は、一九六〇年代の女性解放運動に刺激を受けて盛んになった。六〇年代以降の女性選挙権運動の研究では、Constance Rover, *Women's Politics and Party Politics in Great Britain 1867-1914*, 1967が女性選挙権運動におけるWSPUとNUWSSとを比較検討した。Andrew Rosen, *Rise Up Women! The Militant Campaign of the Women's Social and Political Union 1903-1914*, 1974はWSPUに焦点を当て、その政治的未熟さを指摘した。またSheila Rowbotham, *Hidden from History*, 1973は中流の女性達の選挙権運動が労働者階級の女性を切り捨てていた点を指摘し、参政権運動―中流女性の運動という図式を定着させた。しかし、Elizabeth Sarah, 'Christabel Pankhurst:

「女性選挙権協会全国連合」とイギリス労働党の選挙協力

- Reclaiming Her Power, in Dale Spender ed., *Feminist Theorists*, 1983のよう)に、フェミニズムの視点から、WSPUの意義を再評価しようとする捉え方も依然として根強い。本邦でのWSPUの研究としては、河村貞枝「イギリスにおける婦人参政権運動(女性社会政治同盟(WSPU))をめぐって」『愛知女子短期大学紀要』第十六号、一九八二年がある。
- (三) 第一次世界大戦直前のNUWSSの会員数は五万人以上、加入協会は約五百であったのに対し、WSPUの会員数は公表されなかったが、一九一三年から一九一四年にかけて寄付金を寄せた女性は四一三四人であった。(Hume, *op. cit.*, pp. 229-230; Rosen, *op. cit.*, p. 210.)
- (四) Jill Liddington and Jill Norris, *One Hand Tied Behind Us*, 1978.
- (五) Sandra Stanley Holton, *Feminism and Democracy: Women's Suffrage and Reform Politics in Britain 1900-1918*, 1986.
- (六) 第一次世界大戦前イギリスにおける自由党の衰退と労働党の勃興に関して、第一次世界大戦前の労働党の成長を強調する立場と自由党の活力の保持を強調する立場との間で、一九〇年代以降論争が繰り返されてきた。この論争に関しては、Paul Adelman, *The Decline of the Liberal Party 1910-1931*, Seminar Studies in History, 1981; Michael Bentley, *The Climax of Liberal Politics: British Liberalism in Theory and Practice 1868-1918*, 1987, pp. 138-145に整理されている。本邦では、第一次世界大戦前の自由党に関する研究として、村田邦夫「世紀転換期のイギリス自由主義―旧

自由主義から新自由主義の形成に向けて―」『六甲台論集』第三十巻第一号、一九八三年、五三一六〇ページ、同一一九〇六年総選挙とイギリス自由党の再編成」『六甲台論集』第三十一巻第二号、一九八四年、二一六一ページがある。またこの論争において、労働党の成長を主張する立場の研究には、Henry Pelling, *Popular Politics and Society in Late Victorian Britain*, 1968; Paul Thompson, *Socialists, Liberals and Labour: the Struggle for London*, 1967; Ross McKibbin, *The Evolution of the Labour Party 1910-1924*, 1974; Keith Laybourn and Jack Laynolds, *Liberalism and the Rise of Labour 1890-1918*, 1984などがある。新自由主義への転換によって自由党は活力を維持していたと見なす研究に、R. Gregory, *The Miners and British Politics 1906-14*, 1968; P. F. Clarke, *Lancashire and the New Liberalism*, 1971などがあがる。

### 一 第三次調停本案の否決

十九世紀の女性選挙権運動は世紀末には沈滞していたが、一九〇五年の自由党政権の復活とともに、再び、女性の国政選挙権要求が高まった。議会外でのこの女性運動の高まりを受け、超党派の議員で構成された調停委員会<sup>(1)</sup>で女性選挙権法案が準備されたが、一九一〇年の第一次調停法案<sup>(2)</sup>、一九一一年年の第二次調停法案<sup>(3)</sup>は、いずれも下院の第二読

会を通過しながらも成立しなかった。従って、保守党のアッガーディナー議員 (Aggs-Gardner) 提出の「議会選挙権《女性》法案」(Parliament Franchise 《Women's》 Bill) 1、いわゆる第三次調停法案は女性選挙権法成立の最後のチャンスとして、女性選挙権要求団体からその成否が注視されていたものであった。しかし、一九一二年三月二八日、この法案は下院の第二読会で審議されたが、わずか十四票差で否決されてしまった。その内容は前年の第二次調停法案の内容とほぼ同じであったにもかかわらず、第二次調停法案が二五五対八八の賛成多数で第二読会を通過したのに対して、一九一二年の第三次調停法案は第二読会の段階で否決されたのである。

この第三次調停法案に期待していた女性選挙権要求団体、特にNUWSSの落胆は大きかった。この日のことを、NUWSSの指導者フォーセットは次のように回想している。<sup>5)</sup>

一九一二年三月、調停法案が否決された日のことを私は忘れることが出来ない。その日パレスヤード、議事堂広場前をデモ行進した数百人の女性の中にいた私は、四十年の活動が一瞬のうちに崩れさったように感じたのである。

しかし、当時の過激な女性選挙権要求団体WSPUの指導者、エメリン・パンクハースト (E. Pankhurst) は一九一四年に発表した自伝の中で第三次調停法案の審議について対照的な回想をしている。<sup>6)</sup>

アッガーディナー議員が調停法案を再提出すると発表したが、私達はほとんど興味をそられなかった。もはや解決される見込がなくなっていたので、調停法案に完全に見切りをつけていたのである。

既に一九一二年二月の時点で、第三次調停法案に見切りをつけたパンクハースト達は、一時控えていた直接行動を再開し、一九一二年三月の初めに大規模な投石、デモを行った。このため三月五日にはWSPUの本部が搜索され、四人の主要な指導者のうち、エメリンを含む三人の指導者が逮捕され、残る一人エメリンの長女クリスタベル (C. Pankhurst) は三月六日パリに逃亡し、以後WSPUは第一次世界大戦勃発まで、放火などの過激な直接行動を行なった。

この第三次調停法案が否決された原因としてNUWSSは以下の四点を理由としてあげている。<sup>7)</sup> 第一に、一九一一年の第二次調停法案の第二読会では賛成側にまわったアイ

ルランド国民党が一九一二年の第三次調停法案の第二読会では反対側にまわったこと。第二に、炭鉱ストライキのため、労働党議員十三名が選挙区に帰っていたこと。第三には、女性に選挙権を与えることへの反対感情が根強かったこと、第四に、WSPUへの批判が強かったことである。

しかし、調停法案の否決の原因として考えられるのは、以上のような外在的なものばかりではなかった。実は女性の国政選挙権に賛成する人々の間にも、どういう形で女性に選挙権を与えるかをめぐって対立があったのである。J・S・ミルが一八六七年の第二次選挙法改正法案の第二読会において、条文にある「男性」という用語を「人」と変える修正案を提出して以来、十九世紀の女性選挙権団体は男性と同じ条件で、女性にも選挙権を拡大することを要求してきた。しかし、二〇世紀初頭においては、いわゆる「社会主義の復活」によって、男子成人の選挙権資格が問い直されつつあったことが、女性の国政選挙権の要求を複雑にし始めていた。すなわち、当時のイギリスでは、十九世紀の三度の選挙制度改革にもかかわらず男子成人に普通選挙権は与えられておらず、選挙権は本質的には財産資格に基づくものであった。その結果、男子成人の約三分の一が有権者として登録されていなかったのであるが、今やそのことが問題視されてきたのである。このため、二〇世紀初頭

のイギリスにおける女性の選挙権要求は、当時の政治課題の一つであった男子成人の普通選挙権とのかかわり技には論じることが不可能になっていたのである。つまり、性差別撤廃を実現することを目指す女性の選挙権要求と、労働者の階級利害を守ろうとする男子成人の普通選挙権要求の間には、どういう形で女性選挙権を実現させるかをめぐっての対立の生じる余地があったのである。

一九〇〇年に労働代表委員会として成立し、一九〇六年に議政党となった労働党では、年次大会で毎年のように「現行の男性と同じ条件による女性選挙権」(women's suffrage、以下「制限付き女性選挙権」と称す)を党として主張することが提議された。しかし、労働党大会では、男性と同じ条件で女性にも選挙権をという議決案は、組合代表等に反対されてきた。「男女成人普通選挙権」(adult suffrage)でなければ、労働者の階級利害に反するというのがその理由であった。一方WSPUやNUWSSのような女性団体は、とりあえず性差別を撤廃することが優先的課題であると考えて活動をしてきた。とりわけ、パンクハースト達はその出身が労働党の一翼を構成していた独立労働党であったにもかかわらず、階級利害を優先する労働党に反対し、階級利害よりも性差別撤廃を優先すべきであると考えた。性差別さえ撤廃しておけば、男子成人に普通選挙

権が賦与されたときに、労働者階級の女性にも、自動的に選挙権が与えられるというのが女性団体の基本的な考え方であった。

一方、政権党である自由党は、一九一一年九月にこの問題に関する自由党地方連合の意見を聴したが、そこでは「制限付き女性選挙権」には反対であるという結果が出た。自由党改革派のロイド・ジョージ等は、現行の条件のまま女性に選挙権を与えるのは階級間の不公平を増すだけだという理由で制限付き女性選挙権に反対し、労働者階級の女性にも選挙権が与えられねばならないという労働党の主流と同じ立場をとった。女性選挙権に好意的な議員が多かった自由党や労働党においても、「制限付き女性選挙権」は所有に基づくものであり、階級利害に反するという意見が根強かったのである。

このような意見の対立の存在を背景に、労働者の階級利害を守るための選挙改革要求に答えて、一九一一年一月にアスキス首相は翌一二年のうちに政府が「男子成人普通選挙権」(manhood suffrage)を政府提案の議案として出すことを、男女成人普通選挙権を要求する「人民選挙権連合」(People's Suffrage Federation)の代表団に発表し<sup>(1)</sup>た。アスキス首相は、同時に、この男子成人普通選挙権法案には、修正案によって女性選挙権を付加することも可能

だとも付言した。この政府法案提出の予告は、上述の第三次調停法案が否決されるに至った過程で決定的に作用していたと思われる。

調停法案の否決後、WSPUの直接行動が繰り返されるなかで、NUWSSは、アスキス首相が一九一一年一月に約束した「改革法案」が男子成人普通選挙権法案として提出される時、その法案を修正することで、女性選挙権を実現しようとして、新たな戦術を考え始めた。

#### 註

(1) 調停委員会については、以下を参照。David Morgan, *Suffragists and Liberals: The Politics of Woman Suffrage in England*, 1975, pp. 64-69; Rosen, *op. cit.*, pp. 131-136; Hume, *op. cit.*, pp. 61-97. 調停委員会の書記であったブレイルズフォードの法案に対する意図は、H. N. Brailsford, *Women Suffrage: "The Conciliation" Bill, an Explanation and Defence*, 1908? に示されている。

(2) 第一次調停法案は、女性に男性と同じ条件の選挙権を与えるのではなく、一〇ポンド占有条項を含む地方自治体選挙法に沿った内容の法案だった。すなわち、1、世帯主の資格をもっている全ての女性あるいは一〇ポンド占有資格を持っている全ての女性は、一八八四年の人民代表法の意味するところの範囲内で選挙人として登録される。そして登録されると、家屋のある州あるいは都市で投票する。2、女性は結婚によ

「女性選挙権協会全国連合」とイギリス労働党の選挙協力

て選挙人として登録される資格を外されることはない。同じ財産によって夫と妻の双方が資格を与えられることはない」という内容だった。自由党のロイドジョージやウインストン・チャーチルは、この法案は財産のある未婚の女性が未亡人に選挙権を与えるもので、保守党に有利であると反対した。この調停法案は、七月一日に第二読会を二九九対一八九で通過し、全院合同委員会に付されたが、首相のアスキスは審議時間をこれ以上は割けないと、調停委員会のリットン卿に伝え、七月末議会は閉会になった。

- (3) 第二次調停法案は、第一次調停法案から一〇ポンド占有条項が削除され、世帯主である女性に、一八八四年の人民代表法の範囲内で選挙権を与えるというものであった。この法案は一九一一年五月一日に第二読会を通過したが、五月二九日、大蔵大臣ロイドジョージは、今期はこれ以上、調停法案の審議はしないで、政府法案の審議に時間を使うと発表し、次の会期に一週間の審議時間を与えると約束した。そして一九一二年三月に第三次調停法案の審議が行なわれたのである。以上はRosen, *op. cit.*, pp. 134-136, 147-148による。

- (4) 一九一二年の会期は、約八〇万人が参加した炭鉱ストライキの解決、アイルランドへの自治権賦与（四月一日法案提出）、主教制のウェールズ教会の非固定教会化（Disestablishment of the Church of Wales 四月一二日法案提出）など、自由党政府にとっては重要課題が日白押しであった。（David Morgan, *op. cit.*, p. 100.）

- (5) Millicent Garrett Fawcett, *What I Remember*, 1976 (1st ed., 1925), p. 203.

- (9) Emmeline Pankhurst, *My Own Story*, 1970 (1st ed., 1914), pp. 211-212.

- (7) *The Times*, 30 March 1912.

- (8) H. C. G. Mathew, R. McKibbin, J. A. Kay, 'The Franchise Factor in the Rise of the Labour Party', *English Historical Review*, vol. 91, 1976, pp. 723-752.

- (6) *The Annual Conference of the Labour Party 1900-1914*.

- (10) パンクハースト達と労働党の対立は、 Sylvia Pankhurst, *The Suffragette Movement: An Intimate Account of Persons and Ideals*, 1931.

- (11) Rosen, *op. cit.*, p. 151.

- (12) アスキスが「人民選挙権連合」の代表に会ったのは一九一一年一月一三日。David Morgan, *op. cit.*, p. 84. 「人民選挙権連合」は、マーガレット・ボンドフィールド（M. Bondfield）、モーガレット・ルエリン・デイヴィス（M. L. Davis）、メアリー・マッカーサー（M. MacArthur）とこの女性達、労働党議員を中心に構成された団体。この団体は、男女の別なく、三ヶ月の居住条件のみで国政選挙権が与えられることを要求した。なお、アスキスの女性観は Michael and Eleanor Brock eds., *H. H. Asquith: Letters to Venetia Stanley*, 1985参照。

## II' NWSの新政策の導入

NWSは、十九世紀以来政治的には無党派を標榜し

ていたが、人的にも理念的にも自由党と密接な係わりがあった。一八九七年の再統合後も、主として自由党の議員を通じて、議員立法により、選挙権を実現しようとしていた。しかし、調停法案の否決の後、フォーセットは二〇世紀初頭においては、法案成立には議員個人だけでなく、政党全体の支持が必要だと考えたのである。<sup>(1)</sup>ところが、自由党政府は「改革」をその理念として掲げながらも、一向に女性の国政選挙権を実現しようとしなかった。一方労働党は、政府の「改革法案」提出を前にして、一九二一年一月にパーミンガムで開かれた年次大会で、女性への選挙権賦与を条文に加えなければ、「改革法案」を支持しないという決議を、賛成九一九、〇〇〇対反対六八六、〇〇〇で採択していた。<sup>(2)</sup>このような状況の中で、NUWSSは女性達が選挙運動で自由党に反対し、労働党候補者を支援しようという方針を決めたのである。

新政策にかかわる労働党幹部とNUWSSの幹部の話し合いは、一九二二年四月末から始まった。<sup>(3)</sup>四月二四日、労働党の全国執行委員会の議事録には、この件に関する次のような記録がある。<sup>(4)</sup>

労働党候補者の援助に関するNUWSSとの往復文書が読まれた。ホッジ (Hodge) 氏が提案し、マクドナル

d (McDonald) 氏が支持し、以下のことが決議された。決議、NUWSSの執行委員会と会談するための代表が指名される。さらに会談を重ね、報告する。

決議、選挙小委員会—ロバーツ (Roberts)、ハーディー (Hardie)、マクドナルド、ヘンダーソン (Henderson) —が構成される。

交渉は、七月二日に当時議会労働党議長であったマクドナルドによって報告がなされるまで続けられた。<sup>(5)</sup>四月三日、NUWSSの幹部は上記労働党「選挙小委員会」の委員達と会談した。<sup>(6)</sup>そこでは、労働党の幹部の女性選挙権に対する態度が問題となり、女性に国政選挙権を与えることは労働党の政策であることは確認されたが、それはあくまで「男女成人普通選挙権」としてであった。「男女成人普通選挙権」が実現しなかった場合、性による差別を除く法案に対してどのような態度をとるかについては、労働党は明確な約束を避けた。

一方、労働党には、中流階級の女性が指導する運動に対する不信が根強かった。この時期の労働党は財政困難な状況であったので、労働党は女性選挙権論者を買収されたのだと思われるのではないかと恐れたのである。このため、NUWSSの基金は労働党ではなく、候補者個人に提供



「女性選挙権協会全国連合」とイギリス労働党の選挙協力

されることになったが、労働運動ではない中流の女性の選挙権運動との提携を行なってもよいのかという消極論が労働党内にはあったのである。また四月三〇日の会談の一週間後、労働党のマクドナルドとNUWSSのフォーセット、コートニー (K. Courtney、NUWSSの書記<sup>7)</sup>) の三人が会談した。マクドナルドは女性の選挙権賦与の条文を含まないどんな改革法案にも反対するという約束をしたものの、この提携を公表することには強く反対した。

NUWSS側では、この新政策は、五月一四・一五日の特別委員会で承認され、二三日の『コモン・コース』に「女性選挙権のABC」というタイトルで公表された。<sup>8</sup> NUWSSはその会員に、女性選挙権問題の解決を遅らせることは自由党にとって不利益であることを知らしめるために、自由党の女性選挙権反対論者に効果的な反対をすることを提案したのである。その具体策は、労働党の候補者を選挙区で支持し、三つどもえの選挙区を増やすことであった。自由・労働・保守の三つどもえの選挙区が増えることによって自由党政府は女性選挙権を真剣に考えるだろうという予測をたて、この政策の実施に伴って反保守票が分割され、保守党候補者が当選するという結果になっても、そのことによって自由党政府に圧力をかける効果があるとNUWSSは考えたのである。

また、この新政策にかかわる基金が設けられ、この新政策は、「選挙闘争基金政策」(Election Fighting Fund Policy 以下EFF政策と略す)と呼ばれることになった。<sup>9)</sup> NUWSSのこの新政策をうけて、それまでの『コモン・コース』の表紙には、女性運動を支持する男性議員や女性運動家の写真が使われていたが、一九一二年五月一六日号から、炭坑夫の父と妻と幼い娘という労働者家族のイラストへと変った。<sup>10)</sup> しかし、「自由党を罰すること」「労働党を支持する」という二つの要素が混在したこの新政策によって、NUWSSも新たな矛盾を抱え込むことになった。

EFF政策が公表されると、NUWSSの中では自由党支持をめぐって議論が続いた。そもそも、自由党には自由党を助ける組織として「女性自由党連合」(Women's Liberal Federation、以下WLFと略す)が一八八六年の総選挙後に結成されていたが、そこに加入する女性達はNUWSSともかかわっていた。<sup>11)</sup> したがって自由党政府としても、女性選挙権を無視してはWLFの支持を得ることはできなかった。一九一二年五月一六日、自由党院内総務のマスター・オヴ・エリバンク (A. W. C. O. Murray, Master of Elibank) は、自由党は女性達が党のために永年尽力してきたことを認め、WLFの意見を受入れたい、また自由党だけが女性の選挙権を実現できる政党であり、

実現を急いで自由党を離れたり、一般の人々に損害を与えているのは女性選挙権の実現を妨げるだけである、そして女性選挙権を実現できる可能性のある改革法案を、教育相のピーズ (J. A. Pease) が提案する予定であると、W L F の構成単位の一つである「ドンカスター女性自由党協会」(Doncaster Women's Liberal Association) に書き送った。<sup>(15)</sup>

同じ頃、N U W S S の自由党支持者ラスボーン (E. Rathbone) は「自由党女性新しいプラン」と題する講演を『コモン・ユーズ』に掲載した。<sup>(16)</sup> その骨子は、自由党は政権政党であるから、もし、自由党に女性選挙権を実現する意思があるなら、来るべき「改革法案」に女性選挙権を修正法案で加えたいうえで、それを通すことが出来るのであり、女性を含まない改革法案が通ったら、自由党が自ら自由主義の原理を失ったことになるというものであった。自由党を支持する女性達の間でも女性選挙権をめぐる自由党への批判が高まっていたのである。ラスボーンだけでなく、「ランカシャー・チェシャー女性自由党連合」(Lancashire and Cheshire Women's Liberal Federation) 会長のブラウン夫人 (Mrs. E. S. Brown) も、自由党が女性選挙権実現について何もする気がないなら、自由党女性は自由党を支持するのを止めよう、それが義務だと、一九一一

年一月に集会で演説して熱狂的支持を受けていた。<sup>(15)</sup> リヴァプールでも女性自由党員達が、「もし自由党政府が女性選挙権を含まない改革法案を通したら、我々はこれまで自由党のために活動してきたが、次期総選挙では自由党のためには活動しない」という誓約書を同地の自由党女性協会に提出した。<sup>(16)</sup>

一九一二年六月四日のW L F の年次大会では、加入している全国の協会は女性選挙権の推進を目的とすることが承認され、政府に、改革法案に対する修正案として女性選挙権の条項を提案することを求める決議を行なった。<sup>(17)</sup> 自由党の女性達は、自由主義と自由党を区別し、自由主義が「伝統的な」ものになれば、もはやそれは自由主義ではないと批判を行なっていた。さらにW L F は、七月には「タンブリッジウェルズ決議」(Tunbridge Wells Resolution) を採択した。この決議は、もし「自由党連合」がなにもしないなら、W L F は自由党政府のために働くのは止めようという内容であった。<sup>(18)</sup> N U W S S の新政策のうち、自由党を罰するという要素は、このW L F の方針と合致するものであった。自由党側のこのような事情もあって、自由党にとって不利な選挙戦術であるE F F 政策を批判してN U W S S を辞めた女性達もいたものの、N U W S S の会員の大多数はE F F 政策を支持し続けることとなった。<sup>(19)</sup>

「女性選挙権協会全国連合」とイギリス労働党の選挙協力

一方、依然として労働党の側にはためらいが見られ、また、「男女成人普通選挙権」を支持するマクドナルドに対する批判はNUWSSの側でも消えなかった。党内にこのような矛盾を抱えたまま、労働党もこのNUWSSの新政策を受け入れた。七月二日、マクドナルドは全国執行委員会で報告した。<sup>(20)</sup>

NUWSSに関して、マクドナルド氏が、労働党候補者を援助する方法について、NUWSSの代表と協議した「小委員会」の代表として報告した。そして次の取り決めがなされたと述べた。

NUWSSは、自由党の反女性選挙権論者が女性選挙権に反対し続ける選挙区において労働党候補者個人を支持するという特別な目的のために基金を集める。そしてまたNUWSSは自ら、活発な活動組織によってそのような候補者を支援する。

ターナー (Turner) 氏がこれに関する動議を出し、ロビンソン (Robinson) 氏が支持動議を出し、この動議は承認された。ステイヴァンソン (Stephenson) 氏は反対した。

ステイヴァンソンは、マクドナルドの報告に続いて、

「男女成人普通選挙権」を主張する「人民選挙権連合」の報告を行なった。七月の時点で、労働党内においては、「男女成人普通選挙権」要求運動の推進と、女性選挙権の実現を優先するNUWSSの運動であるEFF政策の受容という二つの政策が混在していたのである。<sup>(21)</sup>

註

- (1) Fawcett, *op. cit.*, p. 206.
- (2) *The Report of the Twelfth Conference of the Labour Party*, 1912, p. 103.
- (3) Holton, *op. cit.*, pp. 77-81.
- (4) NEC Minutes Since 1900, Archives of British Labour Party, 24 April 1912.
- (5) *Ibid.*, 2 July 1912. この全国執行委員会は一九一二年春には月一回の割合で開かれているが、五月、六月の執行委員会では、NUWSSに関する報告はない。
- (6) Holton, *op. cit.*, pp. 77-78.
- (7) 一九一四年までNUWSSの書記。しかし、戦争が始まると、組織を挙げての戦争協力を反対してNUWSSを辞す。
- (8) *Common Cause*, 23 May 1912. なお、ここに書かれている「特別委員会」が、この件で特別に招集された執行委員会なのか、あるいはこの新政策推進の為に作られた別の委員会なのかは、未確認である。
- (9) *Ibid.*, 20 June 1912.
- (10) *Ibid.*, 16 May 1912.

- (11) WLFに加入したのは Claire Hirschfield, Fractured Faith : Liberal Party Women and the Suffrage Issue in Britain 1892-1914, *Gender and History*, Vol. 2, 1990, pp. 173-197 参照。
- (12) 一九一二年の自由党年鑑によれば、WLFに加入していた女性自由党協会は八二六であった。
- (13) *Common Cause*, 23 May 1912.
- (14) *Ibid.*, 30 May 1912. エレン・ラスボーンはリヴァプールの社会改革家。ラスボーン家は、地方議員として、大学創設者として、下院議員としてリヴァプールに影響力を持った名家であった。
- (15) *Ibid.*
- (16) *Ibid.*
- (17) *Ibid.*, 13 June 1912.
- (18) Hirschfield, *op. cit.*, p. 185.
- (19) Holton, *op. cit.*, p. 79.
- (20) *Ibid.*, p. 81.
- (21) *Common Cause*, 18 July 1912.
- (22) NEC Minutes Since 1900, 2 July 1912.
- (23) 労働党内の選挙改革要求が、一九一二年以降も、男女成人普通選挙権要求、複数投票権廃止要求、居住資格に基づく選挙権要求、小選挙区制への反対と多様だったことは、労働党年次大会報告書からもわかる。

### 三、EFF政策の実施

一九一二年五月に発表された後、NUWSSのEFF政策が実施されたのは八回の補欠選挙においてであった。まず最初にホウムファース（一九一二年六月二〇日）、続いてハンリー（七月一三日）、クルー（七月二六日）と三選挙区でEFF政策は立て続けに実行され、さらに秋にはミドロージャン（九月一〇日）でも行なわれた。こうして一九一二年の補欠選挙では、合計四回EFF政策が実施された。

一方、「改革法案」は、一九一二年六月一七日に「選挙権および登録法案」(Franchise and Registration Bill) という名称でピース教育相によって政府法案として提出された。<sup>(1)</sup> NUWSSは議会の審議日程にあわせて、まずホウムファースの補欠選挙でEFF政策に力を入れたのである。ホウムファースでは、自由党候補者のアーノルド(S. Arnold)が、「選挙権および登録法案」の修正条項として問題になっている女性選挙権に関して態度を曖昧にしたままであった。彼は一九一二年三月の調停法案よりも広い範囲の女性に選挙権を与えることになるという理由で、一九一二年七月に議事日程表に載せられた「女性選挙権修正案」<sup>(2)</sup>

「女性選挙権協会全国連合」とイギリス労働党の選挙協力

に反対しており、「選挙権および登録法案」の修正が認められなければ第三読会でそれに反対する、というNUWSの求める公約をしなかった。保守党候補者のエリス(G. Ellis)は、女性選挙権修正案に賛成かどうかを尋ねるNUWSの質問を無視した。彼自身は「制限付き女性選挙権」に反対し、WSPUの直接行動にも反感を持っていた。これに対し、労働党候補者のラン(W. Lunn)は女性への選挙権賦与を二〇年来支持してきた候補者であり、一九二二年六月一三日の『マンチェスター・ガーディアン』紙上でのインタヴューで、女性を含まない「選挙権および登録法案」には第三読会で反対すると明言した<sup>3)</sup>。

当然のことながら、ホウムファースの補欠選挙での主要な争点は女性選挙権をめぐるものではなかった。『タイムズ』紙によれば、国民保険法、自由貿易、失業問題と最低賃金が問題となっていた<sup>4)</sup>。

この選挙区は西南ヨークシャーにあり、ランカシャーとダービシャーとの境界地域にあった。マンチェスターやシェフィールドに近かったが、大きな町は含まれていなかった。村々は散在しており、この選挙区で活動するには自動車が必要であり、『コモン・コーズ』では自動車の提供が呼び掛けられた<sup>5)</sup>。選挙責任者はクラークソン(Clarkson)という女性で、演説者としてチェュー(A. N. Chew)<sup>6)</sup>やクー

パー(S. J. Cooper)<sup>7)</sup>、ロブソン(A. Robinson)<sup>8)</sup>ら独立労働党や労働組合に参加しているNUWSの女性会員の名前が見える。彼女達は女工であったり、小学校教師であったりし、明らかにNUWSの中央にいる社会改革家とは出身が異なっていた。『コモン・コーズ』は、選挙のためにボランティアが必要であると協力を呼び掛けた。

彼女達はもし労働党候補者のランが勝てば、女性に選挙権を与えるべきだというメッセージになるとして、意気込んで選挙活動をし、この活動によって投票権のない女性が政治的影響力を持つと強調した。さらにNUWSは、今度の補欠選挙で、自由党候補者を落選させることができれば、次期総選挙で自由党は二十から三十の議席を失うだろうと見込んだ。女性選挙権の問題が党の統一を乱すと考える自由党に反対し、女性の選挙権に公式に賛成している労働党を応援することが女性選挙権獲得につながるが、選挙区の労働党員は日中は仕事があり、選挙活動ができないので、自分達女性の活動が有効なのだと自負して、NUWSの女性達は積極的に活動を続けた。この選挙運動期間中、NUWSは十五回の集会を開催した<sup>9)</sup>。しかし、炭坑と工場が散在しているホウムファースの選挙区内の全ての村に自由党の選挙組織があるのに対し、労働党にはほとんど選挙組織はなく、彼女達は活発に選挙運動をしたものの、労

働党候補者ランの得票数は三一九五票であり、四七四九票を獲得した自由党候補者アーノルドが当選した。労働党候補者ランの得票は保守党候補者エリスの三三七九票にも及ばず、この三つどもえの選挙戦で最低の得票数であった<sup>10)</sup>。

しかし、NUWSSは、労働党が前回一九一〇年の総選挙よりも得票を約二倍に伸ばしたことに注目し、自分達は良く戦ったと自己評価した。彼女達は村々を自動車で周り、自由党候補者が村の教室で数十人の聴衆を集めたのに対し、戸外で何百人かを集めて演説した。そして彼女達は「自由党と労働党とが民主的な票を争うところで、どちらが労働者の物差しに適うのかを問うことが出来る」と考えたのである。

次にEFF政策が実施されたのは、ハンリーとクルーでの補欠選挙であった。スタッフォードシャーのハンリーは、従来は自由党の優勢な選挙区であったが、自由党と労働党の選挙協力により、一九〇六年の総選挙で、自由党が候補者を立てなかつたので、労働代表委員会の候補者が九一八三票対四二八七票で保守党候補者を破り、当選していた。

一九一〇年の二度の総選挙でも、炭坑夫の指導者だった労働党のエドワーズ (E. Edwards) が自由党の協力を得て、保守党候補者を大差で破って当選していた。エドワーズの死により、補欠選挙が行なわれることになったが、一九一

二年の補欠選挙では自由党も候補者を立てた。土地課税を主張するウースウェイト (R. J. Outwaite) は自由党の有力候補者だったのに対し、労働党の選挙組織は弱く、苦戦が予想された。前回一九一〇年の総選挙では労働党は自由党の選挙組織に頼っていたのである。NUWSSはクーパーを責任者として、選挙区に事務所を借り、選挙活動を行なった。NUWSSはハンリーでも、労働党に不足しているオルガナイザー、演説者、ボランティアを提供し、労働党候補者の応援をしたのである<sup>11)</sup>。

ほぼ同時期に、チェンジャーのクルーでも補欠選挙があった。クルーの自由党候補者マーフィー (H. Murphy) は個人的には女性に国政選挙権を与えることを支持していたが、「選挙および登録法案」に女性条項を加える修正が行なわれなかつたとき、第三読会でそれに反対すると明言しなかつた。一方、労働党候補者ホームズ (J. Holmes) に期待ができた。NUWSSはクルーはハンリーよりも労働党候補者が勝つ可能性があると判断して、選挙事務所を三ヶ所設けて活発に活動を行なった。女性達は労働党と協力して集会を開き、機関誌やバッジを売った。当初は物珍しそくにNUWSSの選挙事務所にやってきた人々も、共感を示すようになり、熱狂的な選挙活動が行なわれたと報告されている<sup>12)</sup>。しかし結果は、ハンリーでは労働党候補者

フイニー (F. Finney) の得票は一九四四票で、最下位に終わり、自由党のウースウエイトが議席を獲得して、労働党は下院で一議席を失なうことになった。クルーでも労働党は最下位であった。しかもクルーでは自由党と労働党の候補者が票を奪い合うことによって、自由党は一九〇〇年以來保持してきた議席を保守党に奪われてしまったのである。

一方、E F F 政策の当面の目標であった「選挙権および登録法案」は、一九一二年七月八日、一日、二日と三日間にわたって下院の第二読会で審議された。七月二日には二九〇対二一八で法案は第二読会を通過して、全院委員会に送られ、女性に選挙権を与えるかどうかという問題の成否は委員会審議以降に持ち越された。この下院の第二読会の審議では、保守党が、男子成人に普通選挙権を賦与することに關して、「教育を受けたものの責任」としての大学選挙権、「より多くの責任を負うものの責任」としての複数投票権を擁護した。そうした保守党からの批判に対して、自由党はこの法案は選挙に関する現行法案と登録制度の簡略化にすぎないものであり、本質的に今までの選挙制度とかわらないものであると弁明した。また保守党議員からは、居住資格が短縮されることによって臨時雇いの労働者にも選挙権が賦与されることになるにもかかわらず、

高等教育を受けた女性や多額納税者の女性に選挙権が賦与されないのは、責任あるものが政治を担うという原理に反するという反対意見も出された。しかし、アスキス首相は、一九一一年一月には修正案によって女性選挙権を実現させることも可能だと発言していたにもかかわらず、第二読会も終わり近くになって、この法案は女性に選挙権を与えるものではないと明言したのである。

女性選挙権を政府法案への修正案によって実現することが困難になっていったにもかかわらず、一九一二年最後のE F F 政策が、スコットランドにあるミドロージャンの補欠選挙（九月一〇日投票）で実施された。ミドロージャンの補欠選挙は自由党院内総務のマスター・オブ・エリバンクの引退によって行なわれることになったものであった。労働党候補者のブラウン (R. Brown) はダルクイスの市長で、炭坑夫の利害を代弁すると見られており、自由党候補者はショウ (A. Shaw)、保守党候補者はホップ (J. A. Hope) だった。ところが選挙の結果はクルーの選挙結果と同様に、前回の総選挙で三一五七票差で保守党候補者を破り、議席を獲得した自由党は、労働党と票を奪い合う結果になり、僅か三二票差で保守党に敗北することになったのである。

三つどもえの選挙を行なう困難の中で、NUWS は次

第に、E F F政策の目的は当時選挙組織を持たなかった労働党の組織を作ることであると『コモン・ユーズ』に書くようになった。<sup>(16)</sup>短期的には労働党に不利であっても、自分達の活動は労働党を育てることになるという展望を、E F F政策を推進した女性達は『コモン・ユーズ』で明確にしていた。しかし、一九一二年九月のミドロージャンでの補欠選挙後、一九一三年三月までE F F政策に基づく三つどもえの選挙は実施されなかった。またNUWSSの政治目標であった「選挙権および登録法案」は、一九一三年一月二三日に始まった委員会審議の中で、保守党党首ボナー・ロウ (A. Bonar Law) から、修正条項により法案が元の法案と異なることになる場合、法案は新たな法案として提出されねばならないのではないかという質問を受け、下院議長ロウザー (J. Lowther) は、女性選挙権に関する修正条項は元の法案を大きく変えることになるという意見を明らかにした。その結果、政府自らの手によって法案は審議半ばにして、二七日に取り下げられてしまった。<sup>(17)</sup>

このようにして「選挙権および登録法案」が取り下げられた後も、NUWSSのE F F政策は続けられた。一九一三年のNUWSSの年次大会はE F Fの活動をさらに発展させると決定した。<sup>(18)</sup>選挙区における日常的な活動では、地方における選挙組織作りを力を入れ、特に女性に選挙権を

与えることに反対している自由党閣僚のピース教育相の選挙区ロザラム、マッケンナ内相 (R. Mackenna) の選挙区北モンマス、ランカスター公領尚書ホブハウス (C. Hobhouse) の選挙区東プリストルで活動に力を入れることになった。<sup>(19)</sup>

さらに五月には、NUWSSは労働組合から女性選挙権を支持する決議を集めることにした。<sup>(20)</sup>そして一九一三年九月には、「労働組合会議」(Trade Union Congress) の大会で女性選挙権支持の決議を取り付けた。<sup>(21)</sup>また選挙区においては、労働党を自由党から独立した政党とするための活動を活発にすることと、労働党内で女性に選挙権を与えることへの支持を広げることが目標とされた。同時に、女性が生産権を持つことは家庭を壊すものではないというキャンペーンがNUWSSの機関誌で行なわれた。<sup>(22)</sup>

しかし一九一三年に入ると、NUWSSの機関誌でのE F F政策に関する記述が一九一二年と比べて量的に減っている。これにかわって目立つのは、「巡礼」(Pilgrimage)<sup>(23)</sup>と名付けられた新たなキャンペーンの記事であった。NUWSSは、女性選挙権獲得を訴えて、全国各地からロンドンに向かう行進を五月に始めたのである。もつとも、一九一三年秋には「特別キャンペーン」が企画され、『コモン・ユーズ』ではしばらく比重の下がっていたE F F政策は、



「女性選挙権協会全国連合」とイギリス労働党の選挙協力

再び活発に行なわれるようになった。<sup>(24)</sup>

三つどもえの補欠選挙は、一九一三年と一九一四年には、ホウトン・ル・スプリング（一九一三年三月一八日）、南ラナーク（一九一三年二月二日）、北西ダーラム（一九一四年一月三〇日）、リースバラ（一九一四年二月二六日）で、計四回行なわれたが、労働党は議席を取ることができなかった。自由党も南ラナーク、リースバラでは議席を失なうことになり、北西ダーラム、ホウトン・ル・スプリングでも自由党は得票を減らすこととなった。

註

- (1) *Parliamentary Debates: House of Commons*, 5th ser., Vol. 39, cc. 1325-1435; *The Times*, 17, 18 June 1912; *Common Cause*, 20 June 1912.
- (2) Hume, *op. cit.*, pp. 172-177. 議事日程表には四修正案が載せられた。そのうち、「一」は「男性」という限定を条文から除く修正案である。他の三修正案は示す女性選挙権の範囲は、「男女成人普通選挙権」、「二十五才以上で家屋居住者及びその妻」、「地方選挙権を持つ女性」と三種類であった。
- (3) *Common Cause*, 13 June 1912.
- (4) *The Times*, 21 June 1912.
- (5) 自動車に関する記述が当時の選挙権要求運動家の文章によく出てくる。自動車が活動的であることの象徴であったように思える。『コモン・コース』においても、女性達がいかに車で選挙運動をしたかが示されている。また、『タイムズ』紙（一九一二年六月二二日）によればホウムファースでは、保守党、自由党は有権者を自動車で投票所に運んだが、労働党は有権者に歩いて来るように呼びかけたという。
- (6) エイダ・ニールド・チューは貧農出身。十一才から臨時仕事をして働く。職場における熟練工との間の差別を地方新聞に投稿して評判になる。独立労働党、労働組合に参加した。一九一一年から一九一四年までNUWSのオルガナイザー。(Liddington and Norris, *op. cit.*, 1978.)
- (7) セリナ・クーパーは十才の時、紡績工場で働き始める。独立労働党、社会民主連盟、女性協同組合に参加。一九〇六年から一九一四年までNUWSのオルガナイザー。(Liddington and Norris, *op. cit.*)
- (8) アンソニー・ロビンソンは教師。村で子供を教えながら、独立労働党で活動する。彼女は最初はWSPUに所属し、後にNUWSの活動家になるが、WSPUの活動が過激になった後、ハンクハーストを支持していった。(Kate Rigby, 'Annot Robinson: A Forgotten Suffragette', *Manchester Region History Review*, Vol. 1, No. 1, 1987, pp. 11-20.)
- (9) *Common Cause*, 20 June 1912.
- (10) *Ibid.*, 27 June 1912; F. W. S. Craigs, ed., *British Parliamentary Election Results 1885-1918*, 1989, p. 437. なお、以下の記述中、選挙結果についてはCraigs, *op. cit.* に依拠する。
- (11) *Common Cause*, 20 June 1912.

- (12) *Ibid.*, 4 July 1912.
- (13) *Ibid.*, 11 July 1912. WSPUはこの頃、補欠選挙への関心を示してゐないが、シルヴィア・パンクハーストはクルーに行つてゐる。彼女は、EFF政策では女性選挙権は実現せられなく批判してゐる。(Sylvia Pankhurst, *The Suffragette Movement: An Intimate Account of Persons and Ideals*, 1931, pp. 396-397.)
- (14) *Parliamentary Debates: House of Commons*, 5th ser., Vol. 40, cc. 1633-1749, 2104-2173, 2252-2334.
- (15) *Ibid.*, 5th ser., Vol. 40, c. 2268.
- (16) 最初の三回の補欠選挙が終わつた後、『コモン・コース』は労働党の組織がなつたことを問題にするようになった。最初の例は、*Common Cause*, 20 June 1912.
- (17) *Parliamentary Debates: House of Commons*, 5th ser., Vol. 48, cc. 648-844, 849-878, 1019-1092; *The Times*, 24, 25, 28 January 1913.
- (18) *Holton, op. cit.*, p. 97.
- (19) *Common Cause*, 14 March 1913.
- (20) *Holton, op. cit.*, p. 99.
- (21) *Ibid.*, p. 100.
- (22) *Common Cause*, 4, 18 April, 2 May 1913.
- (23) *Ibid.*, 9 May 1913.
- (24) *Ibid.*, 29 August 1913.

#### 四、EFF政策実施選挙区

このように実施されてきたEFF政策は、どのように選挙結果に反映され、また第一次世界大戦前イギリスにおける政党政治に影響を与えたのだろうか。まず、EFF実施選挙区における選挙結果を前回の選挙結果と比べ、EFF政策が保守党、自由党、労働党の得票にいかなる変化をもたらしたかを検討したい。次に、その結果をもたらしたEFF政策実施選挙区の特徴を検討したい。

最初に、EFF政策の実施された補欠選挙と、同じ選挙区の一九一〇年の総選挙（一二月の総選挙で無投票であつた選挙区では、同年一月の総選挙）における得票を比較したものが「表1」である。EFF実施選挙区における自由党と労働党の得票の合計は、前回の総選挙における自由党または労働党候補者一人の得票（ホウムファースでは自由党候補者と労働党候補者の得票の合計）とほぼ同じである。例えば、ハンリーでは一九一〇年一二月の総選挙における労働党の得票の合計約八三〇〇票を、一九一二年の補欠選挙では、自由党候補者が約六六〇〇、労働党候補者が約一七〇〇ときれいに割つてゐる。以下、クルー、ミドロージャ、ホウトン・ル・スプリング、南ラナーク、北西ダーラ

〔表1〕 E F F政策の行なわれた補欠選挙の結果

前回の選挙		補欠選挙	
Holmfirth 1910年1月総選挙		1912年6月20日	
H. J. Wilson	自由党 6,339	S. Arnold	自由党 4,749
R. G. Ellis	保守党 3,043	G. Ellis	保守党 3,379
W. Pickles	労働党 1,643	W. Lunn	労働党 3,195
自由党 3,296票差で勝利		自由党 1,370票差で勝利	
Hanley 1910年12月総選挙		1912年7月13日	
B. Edwards	労働党 8,343	R. L. Outhwaite	自由党 6,647
G. H. Rittner	保守党 4,658	G. H. Rittner	保守党 5,993
		S. Finney	労働党 1,694
労働党3,685票差で勝利		自由党 654票差で勝利	
Crewe 1910年12月総選挙		1912年7月26日	
W. S. B. McLaren	自由党 7,629	E. Craig	保守党 6,260
B. Craig	保守党 5,925	H. Murphy	自由党 5,294
		J. Holmes	労働党 2,485
自由党 1,704票差で勝利		保守党 966票差で勝利	
Midlothian 1910年12月総選挙		1912年9月10日	
Master of Elibank	自由党 8,837	J. A. Hope	保守党 6,021
J. A. Hope	保守党 5,680	Hon. A. Shaw	自由党 5,989
		R. Brown	労働党 2,413
自由党 3,157票差で勝利		保守党 32票差で勝利	
Houghton-Le-Spring1910年1月総選挙		1913年3月18日	
R. Cameron	自由党 10,393	T. E. Wing	自由党 6,930
H. S. Streatfield	保守党 4,382	T. Richardson	保守党 4,807
		W. House	労働党 4,165
自由党 6,011票差で勝利		自由党 2,123票差で勝利	
Southern Lanarkshire1912年12月総選挙		1913年12月12日	
Sir W. Menzies	自由党 5,160	Hon. W. Watson	保守党 4,257
C. M. Douglas	保守党 3,963	G. Morton	自由党 4,006
		T. Gibb	労働党 1,674
自由党 1,197票差で勝利		保守党 251票差で勝利	
North-Western Durham 1910年12月総選挙		1914年1月30日	
L. A. Atherley-Jones	自由党 8,998	A. Williams	自由党 7,241
J. O. Hardicker	保守党 4,827	J. O. Hardicker	保守党 5,564
		G. H. Stuart	労働党 5,026
自由党 4,171票差で勝利		自由党 1,677票差で勝利	
Leith Burghs 1910年12月総選挙		1914年2月26日	
Rt. Hon. R. C. Munro-Ferguson		G. W. Currie	保守党 5,159
	自由党 7,069	M. Smith	自由党 5,143
F. A. Macquisten	保守党 5,284	J. N. Bell	労働党 3,346
自由党 1,785票差で勝利		保守党 16票差で勝利	

Common Cause.

Leslie Parker Hume, *The National Union of Women's Suffrage Societies*, 1982.F. W. S. Craig ed., *British Parliamentary Election Results 1885-1918*, 1989 (1st ed., 1974).

ム、リースバラといずれの選挙区においても、一九一二年の補欠選挙における自由党と労働党候補者の得票合計は前回の自由党の候補者の得票数とほぼ等しい。これと比べ、保守党候補者の得票は、若干の増減はあるものの、一九一〇年の得票と一九一二年の得票に大きな変化はない。これらの事実から、労働党は自由党との選挙協力関係を破るることによって、E F F実施選挙区において議席の獲得はできなかったものの、自由党から自立する独自の基盤を確保することはできたのではないかと推測される。

こうした選挙区における労働党の基盤確保に対する女性達の貢献がどの程度のものであったかを客観的に測ることは難しいが、E F F政策の労働党候補者への人的および財政的支援は無視できないものであったと思われる。

E F F政策の基金はN U W S Sの通常の基金とは別の会計とされ、最初に掲げられた目標の二万ポンドに対して、当初、寄付は順調に集まった。E F F政策が実施された四回の補欠選挙が行なわれた一九一二年の夏から秋の初めにかけての時期に、寄付は約四〇〇〇ポンド集まったが、その後は伸び悩んだ。<sup>2)</sup>

寄付は全て女性個人によるもので、寄付金の最低額は一シリングである。支出は明らかにはされていないが、四〇〇ポンドあれば、一回の選挙で約一〇〇〇ポンドは使え

ることになる。この額の多少については、一八八三年の「腐敗および違法行為防止法」に定められた法定費用の上限が参考になる。<sup>3)</sup> ホウムファースは州選挙区で、一九一二年六月時点の有権者は一三、〇三五人<sup>4)</sup>なので、この州の法定費用の上限は一三七〇ポンドである。<sup>5)</sup> この法定費用に対して、一回あたり約一〇〇〇ポンドの選挙基金は、少ない額である。また、一九一〇年一月の総選挙における候補者一人あたりの選挙費用の平均は八六一ポンドで、一九一〇年一二月の総選挙では七六九ポンドであった。<sup>6)</sup> E F Fの基金が法定内選挙費用としてのみ使われたのかどうかは明らかではないが、労働党候補者にとっては重要な援助であったと推測できる。

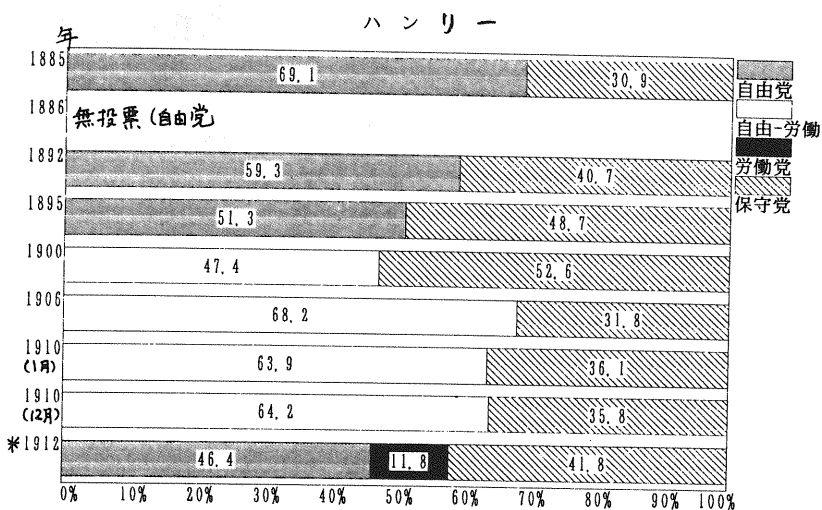
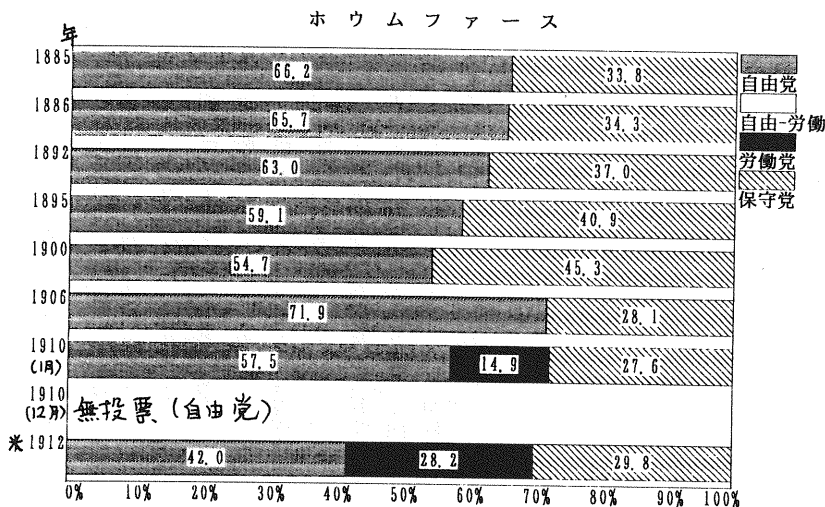
N U W S SがE F F政策を発表した後、第一次世界大戦勃発までに行なわれた補欠選挙は、「表2」のとおり三六回である。

この間、一九一三年八月二〇日のチェスターフィールドの労働党と自由党との共闘候補者の当選を例外として、労働党は一度も議席を得なかったばかりか、E F F政策の実施されたハンリーを含めて、ボウ・アンド・ブルムリー、北東ダービシャーの三選挙区で議席を失っている。このように労働党に不利な状況の中で、また、N U W S S内部にも労働党内にも、意見の相違があるなかで実施されたE F F

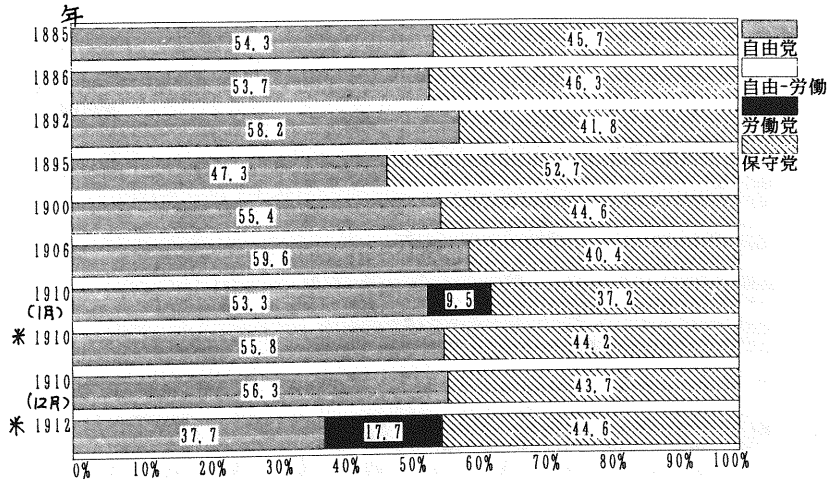
〔グラフ1〕 E F F実施選挙区における政党別得票率の変化

(\*印は補欠選挙を示す)

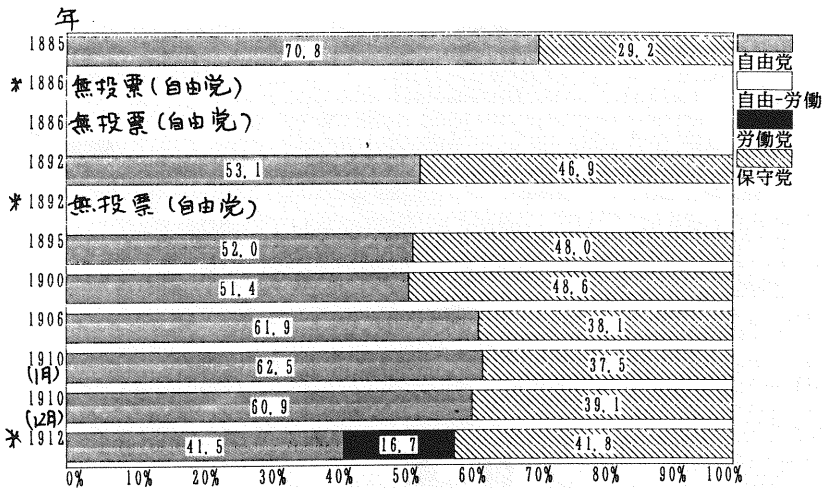
「女性選挙権協会全国連合」とイギリス労働党の選挙協力



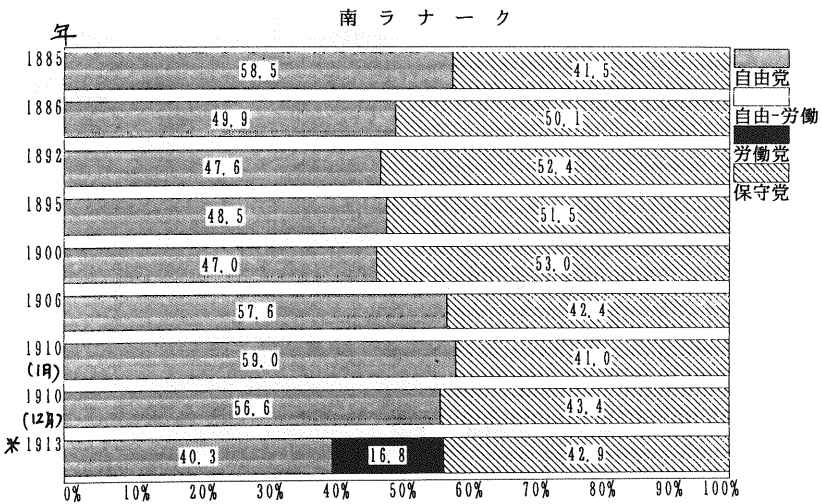
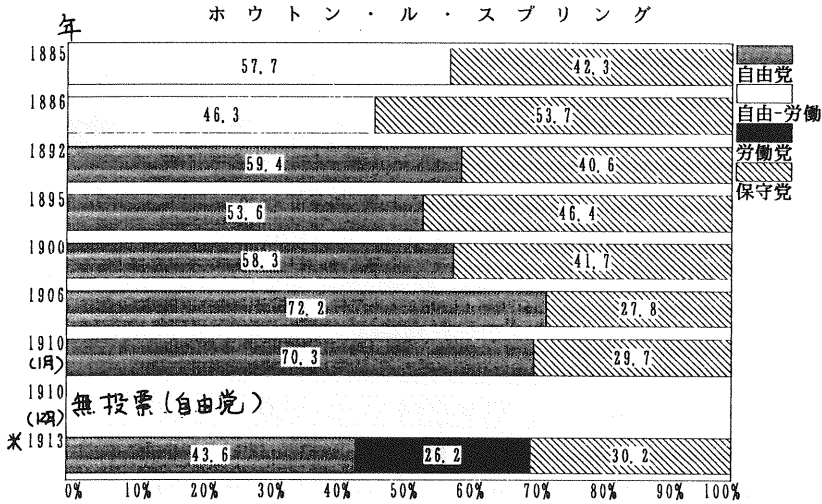
ク ル ー



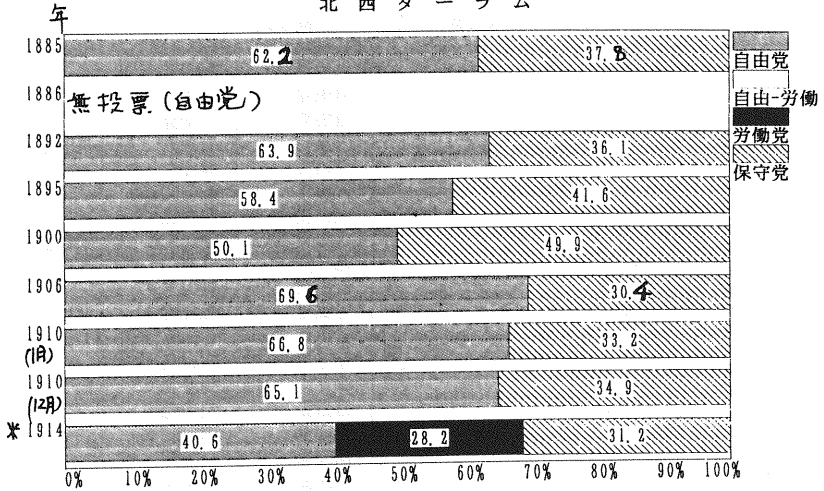
ミ ド ロ ー ジ ャ ン



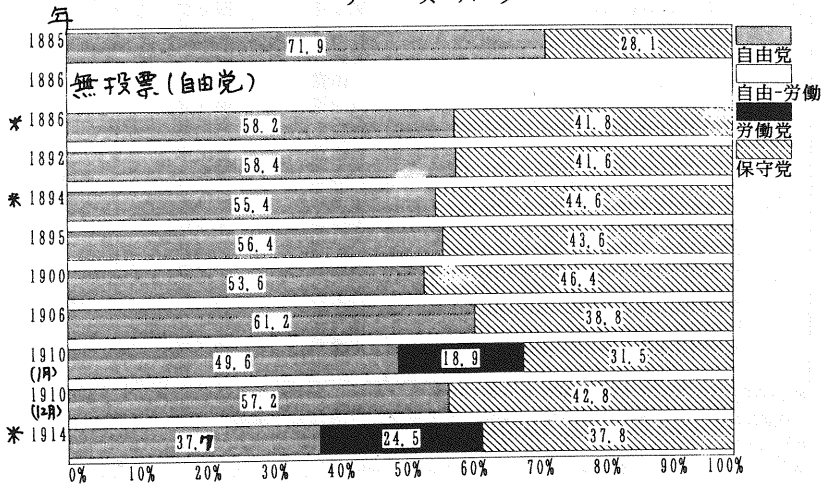
「女性選挙権協会全国連合」とイギリス労働党の選挙協力



北西ダーラム



リースバラ



F. W. S. Craig, British Parliamentary Election Results 1885-1918, 1989より作成。



[表2] E F F政策発表後、第一次世界大戦勃発までの補欠選挙

日付	選挙区	前回選挙	今回の結果	E F F
1912. 5. 31	North-Western Norfolk	自由党	自由党	
6. 20	Holmfirth	自由党	自由党	実施
7. 1	Ilkeston	自由党	自由党	
7. 13	Hanley	労働党	自由党	実施
7. 26.	Crewe	自由党	保守党	実施
8. 8	North-West Manchester	自由党	保守党	
8. 22	Eastern	自由党	自由党	
9. 10	Midlothian	自由党	保守党	実施
11. 11	Taunton	保守党	保守党	
11. 23	Bolton	自由党	自由党	
11. 26	Bow & Bromley	労働党	保守党	
1913. 1. 21	Flint Boroughs	自由党	自由党	
1. 30	Londonderry	保守党	自由党	
2. 19	Chorley	保守党	保守党	
3. 18	Houghton-Le-Spring	自由党	自由党	実施
3. 18	Kendal	保守党	保守党	
4. 22	Shrewsbury	保守党	保守党	
4. 30	Whitechapel	自由党	自由党	
5. 16	Newmarket	自由党	保守党	
5. 28	Altrincham	保守党	保守党	
6. 12	Wandsworth	保守党	保守党	
6. 27	Leicester	自由党	自由党	
8. 20	Chesterfield	労働党	自由=労働	
11. 7	Linlithgowshire	自由党	自由党	
11. 8	Reading	自由党	保守党	
11. 11	Keighley	自由党	自由党	
12. 8	Wick Burghs	自由党	自由党	
12. 12	Southern Lanarkshire	自由党	保守党	実施
1914. 1. 30	North-Western Durham	自由党	自由党	実施
2. 18	Wycombe	保守党	保守党	
2. 19	South-West Bethnal Green	自由党	保守党	
2. 19	Poplar	自由党	自由党	
2. 26	Leith Burghs	自由党	保守党	実施
5. 12	Great Grimsby	保守党	保守党	
5. 20	North-Eastern Derbyshire	労働党	保守党	
5. 23	Ipswich	自由党	保守党	

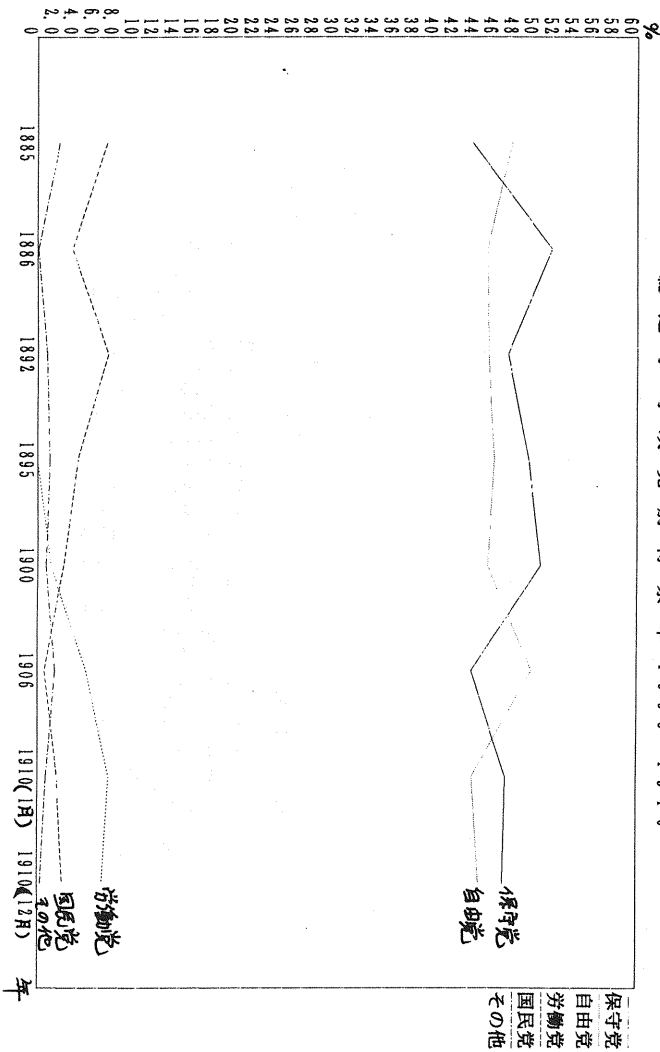
\* この他、無投票での補欠選挙は1912年5月から1914年大戦勃発まで13回あった。  
内訳は保守党7議席、自由党1議席、アイルランド国民党5議席。

\* W. S. Craig, British Electoral Facts 1885-1975, London, 1976より作成。

\* E F Fについての情報はCommon Causeおよび Hume, The National Union of Women's Suffrage Societies, 1982による。

[グラフ2]

総選挙時政党別得票率 1885-1910



F. W. S. Craik, British Electoral Results 1885-1975, 1976より作成。

〔表3〕選挙区分類 (\*は補欠選挙、数字は得票率(百分率)、各欄左端の4桁の数字は選挙実施年)

グループA

Taunton			Chorley		
1885	50, 2 (C)	41, 8 (L)	1885	67, 6 (C)	32, 4 (L)
1886	Unopp. (C)		1886	Unopp. (C)	
*1887	61, 6 (C)	38, 4 (L)	1892	Unopp. (C)	
1892	60, 4 (C)	39, 6 (L)	*1895	Unopp. (C)	
1895	Unopp. (C)		1895	Unopp. (C)	
1900	57, 5 (C)	42, 5 (L)	1900	Unopp. (C)	
1906	55, 1 (C)	44, 9 (L)	*1903	56, 5 (C)	43, 5 (L)
*1909	64, 6 (C)	35, 4 (Lab)	1906	55, 7 (C)	44, 3 (L)
1910	55, 3 (C)	44, 7 (L)	1910	58, 3 (C)	41, 7 (L)
1910	53, 4 (C)	46, 6 (L)	1910	60, 3 (C)	39, 7 (L)
*1912	54, 1 (C)	45, 9 (L)	*1913	57, 5 (C)	42, 5 (L)
Kendal (1913, 3, 18)			Shrewsbury		
1885	52, 6 (C)	47, 4 (L)	1885	59, 7 (C)	40, 3 (L)
1886	Unopp. (C)		1886	59, 0 (C)	41, 0 (L)
1892	56, 2 (C)	43, 8 (L)	1892	55, 7 (C)	44, 3 (L)
1895	57, 5 (C)	42, 5 (L)	1895	Unopp. (C)	
1900	Unopp. (C)		1900	Unopp. (C)	
1906	52, 3 (C)	47, 7 (L)	1906	55, 1 (C)	44, 9 (L)
1910	54, 2 (C)	45, 8 (L)	1910	56, 6 (C)	43, 4 (L)
1910	52, 7 (C)	47, 3 (L)	1910	56, 6 (C)	43, 4 (L/Lab)
*1913	54, 9 (C)	45, 1 (L)	*1913	58, 3 (C)	41, 7 (Ind)
Altrincham			Wandsworth		
1885	54, 3 (C)	45, 7 (L)	1885	57, 6 (C)	42, 4 (L)
*1886	53, 5 (C)	46, 5 (L)	1886	Unopp. (C)	
1886	Unopp. (C)		1892	61, 6 (C)	38, 4 (L)
1892	54, 3 (C)	45, 7 (L)	1895	66, 6 (C)	33, 4 (L)
1895	57, 5 (C)	42, 5 (L)	1900	Unopp. (C)	
1900	57, 6 (C)	42, 4 (L)	1906	51, 1 (C)	48, 9 (L)
1906	59, 5 (L)	40, 5 (C)	1910	56, 9 (C)	43, 1 (L)
1910	52, 7 (L)	47, 3 (C)	1910	59, 0 (C)	41, 0 (L)
1910	50, 4 (C)	49, 6 (L)	*1913	65, 4 (C)	34, 6 (L/Lab)
*1913	53, 6 (C)	46, 4 (L)			
Wycombe					
1885	54, 6 (C)	45, 4 (L)			
1886	56, 6 (C)	43, 4 (L)			
1892	55, 8 (C)	44, 2 (L)			
1895	Unopp. (C)				
*1896	Unopp. (C)				
1900	63, 0 (C)	37, 0 (L)			
1906	54, 9 (C)	45, 1 (L)			
1910	58, 6 (C)	41, 4 (L)			
1910	Unopp. (C)				
*1914	57, 4 (C)	42, 6 (L)			

「女性選挙権協会全国連合」とイギリス労働党の選挙協力

グループB

North-West Manchester			Great Grimsby		
1885	53.3 (C)	46.7 (L)	1885	56.2 (L)	43.8 (C)
1886	55.2 (C)	44.8 (L)	*1886	59.3 (L)	40.7 (C)
1892	Unopp. (C)		1886	53.0 (LU)	47.0 (L)
1895	58.6 (C)	41.4 (L)	1892	54.1 (L)	45.9 (LU)
1900	Unopp. (C)		*1893	56.1 (LU)	43.9 (L/Lab)
1906	56.2 (L)	43.8 (C)	1895	51.1 (L)	48.9 (LU)
*1908	50.7 (C)	46.7 (L)	2.6 (SDP)	*1898	59.3 (LU) 38.3 (L) 2.4 (IndC)
1910	52.1 (L)	46.5 (C)	1900	Unopp. (LU)	
1910	52.1 (L)	47.9 (C)	1906	50.2 (LU)	32.0 (L) 17.8 (Lab)
*1912	56.0 (C)	44.0 (L)	1910	51.1 (L)	48.9 (LU)
			1910	52.3 (LU)	47.7 (L)
			*1914	50.8 (C)	49.2 (L)
Newmarket			Bow & Bromley		
1885	57.0 (L)	43.0 (C)	1885	55.5 (L)	44.5 (C)
1886	50.0 (L)	45.6 (C)	4.4 (Ind LU)	1886	55.3 (C) 44.7 (L)
1892	58.1 (L)	41.9 (C)	1892	52.7 (L)	47.3 (C)
1895	52.1 (C)	47.9 (L)	1895	57.7 (C)	42.3 (L)
1900	57.2 (C)	42.8 (L)	*1899	66.6 (C)	33.4 (L)
*1903	53.0 (L)	47.0 (C)	1900	63.3 (C)	36.7 (Lab)
1906	54.6 (L)	45.4 (C)	1910	41.9 (C)	33.5 (Lab) 24.6 (L)
1910	50.6 (C)	49.4 (L)	1910	55.6 (Lab)	44.4 (LU)
1910	52.2 (L)	47.8 (C)	*1912	55.1 (C)	44.9 (Ind Lab)
*1913	54.4 (C)	45.6 (L/Lab)			

グループC

Ilkston		Eastern Carmarthenshire	
1885	60.4 (L) 39.6 (C)	1885	67.9 (L) 32.1 (C)
1886	54.9 (L) 45.1 (C)	1886	Unopp. (L)
*1887	56.9 (L) 43.1 (C)	*1890	Unopp. (L)
1892	58.4 (L) 41.6 (C)	1892	78.4 (L) 21.6 (C)
1895	54.2 (L) 45.8 (C)	1895	64.5 (L) 35.5 (C)
1900	53.8 (L) 46.2 (C)	1900	66.8 (L) 33.2 (C)
1906	64.3 (L) 35.7 (C)	1906	Unopp. (L)
1910	62.2 (L) 37.7 (C)	1910	75.7 (L) 24.3 (C)
*1910	59.8 (L) 40.2 (C)	1910	62.6 (L) 24.8 (C) 12.6 (Ind Lab)
1910	62.7 (L) 37.3 (C)	*1912	57.8 (L) 31.9 (C) 10.3 (ILP)
*1912	53.6 (L) 46.4 (C)		

<p>Flint Boroughs</p> <p>1885 51, 7 (L) 48, 3 (C)</p> <p>1886 56, 6 (L) 43, 4 (C)</p> <p>1892 55, 3 (L) 44, 7 (C)</p> <p>1895 52, 4 (L) 47, 6 (C)</p> <p>1900 55, 5 (L) 44, 5 (C)</p> <p>1906 55, 5 (L) 44, 5 (C)</p> <p>1910 55, 5 (L) 44, 5 (C)</p> <p>1910 56, 9 (L) 43, 1 (C)</p> <p>*1913 52, 6 (L) 47, 4 (C)</p>	<p>Whitechapel</p> <p>1885 54, 4 (L) 45, 6 (C)</p> <p>1886 57, 8 (L) 42, 2 (C)</p> <p>1892 56, 4 (L) 43, 6 (C)</p> <p>1895 50, 4 (L) 49, 6 (C)</p> <p>1900 51, 1 (L) 48, 9 (C)</p> <p>1906 55, 1 (L) 44, 9 (C)</p> <p>1910 58, 3 (L) 41, 7 (C)</p> <p>1910 59, 2 (L) 40, 8 (C)</p> <p>*1913 52, 5 (L) 47, 5 (C)</p>
<p>Linlithgoshire</p> <p>1885 70, 3 (L) 29, 7 (C)</p> <p>1886 58, 4 (L) 41, 6 (C)</p> <p>1892 51, 4 (L) 48, 6 (C)</p> <p>*1893 51, 3 (C) 48, 7 (L)</p> <p>1895 54, 4 (L) 45, 6 (C)</p> <p>1900 55, 8 (L) 44, 2 (C)</p> <p>1906 65, 7 (L) 34, 3 (C)</p> <p>1910 64, 6 (L) 35, 4 (C)</p> <p>1910 60, 8 (L) 39, 2 (C)</p> <p>*1913 52, 4 (L) 47, 6 (C)</p>	<p>Reading</p> <p>1885 50. 9 (C) 49. 1 (L)</p> <p>1886 50. 9 (C) 49. 1 (L)</p> <p>1892 51. 9 (L) 48. 1 (C)</p> <p>1895 52. 1 (C) 47. 9 (L)</p> <p>*1898 52. 4 (L) 44. 5 (C) 3. 1 (SDF)</p> <p>1900 51. 3 (L) 48. 7 (C)</p> <p>*1904 51. 2 (L) 48. 8 (C)</p> <p>1906 53. 4 (L) 46. 6 (C)</p> <p>1910 51. 0 (L) 49. 0 (LU)</p> <p>*1910 Unopp. (L)</p> <p>1910 50. 5 (L) 49. 5 (C)</p> <p>*1913 50. 3 (C) 39. 3 (L) 10. 4 (BSP)</p>
<p>North-Western Norfolk</p> <p>1885 53. 9 (L/Lab) 46. 1 (C)</p> <p>1886 50. 1 (C) 49. 9 (L/Lab)</p> <p>1892 56. 2 (L/Lab) 43. 8 (C)</p> <p>1895 57. 8 (L/Lab) 42. 2 (C)</p> <p>1900 52. 9 (L) 47. 1 (C)</p> <p>1906 66. 0 (L) 34. 0 (C)</p> <p>1910 56. 0 (L) 44. 0 (C)</p> <p>1910 55. 9 (L) 44. 1 (C)</p> <p>*1912 53. 1 (L) 46. 9 (C)</p>	<p>Poplar</p> <p>1885 65. 9 (L) 34. 1 (C)</p> <p>1886 50. 7 (L) 49. 3 (C)</p> <p>1892 62. 7 (L) 37. 3 (C)</p> <p>1895 55. 9 (L) 44. 1 (C)</p> <p>1900 58. 4 (L) 41. 6 (C)</p> <p>1906 67. 0 (L) 33. 0 (C)</p> <p>1910 57. 2 (L) 42. 8 (C)</p> <p>1910 64. 9 (L) 35. 1 (C)</p> <p>*1914 46. 0 (L) 42. 4 (C) 11. 6 (BSP)</p>
<p>Wick Burghs</p> <p>1885 51. 3 (IndL) 48. 7 (L)</p> <p>1886 57. 0 (L) 43. 0 (LU)</p> <p>1892 53. 6 (LU) 46. 4 (L)</p> <p>1895 50. 7 (LU) 49. 3 (L)</p> <p>*1896 55. 6 (L) 44. 4 (LU)</p> <p>1900 52. 6 (C) 47. 4 (L)</p> <p>1906 51. 8 (C) 48. 2 (L)</p> <p>1910 54. 9 (L) 45. 1 (C)</p> <p>1910 53. 7 (L) 46. 3 (C)</p> <p>*1913 58. 2 (L) 41. 8 (C)</p>	<p>F.W.S. Craig ed., <u>British Parliamentary Election Results 1885-1918</u>, 1989 (1st ed., 1974)より作成。</p>

政策は、第一次世界大戦前の二年間の補欠選挙全体の中で  
はどう位置づけられるだろうか。

EFF政策が実施された選挙区は炭坑地帯が多いが、一  
八八五年の議席の再配分以降の、EFF実施選挙区の政党  
別得票率をグラフにすると〔グラフ1〕のようになる。

これによれば、EFF政策が実施された選挙区は基本的  
には自由党優位の選挙区である。また半数以上の五選挙区  
は、一九一二年以前に労働党候補あるいは自由党と労働党  
との協力による候補者擁立の実績があったところである。

ただEFF政策が実施された選挙区は自由党の強い選挙区  
ではあったが、自由党の得票率は一九〇六年に一時的には  
上がっても、長期的には低落している。しかし、〔グラフ  
2〕によれば、同じ時期の自由党の得票率を全国的にみる  
とそれほど下がっているわけではない。

それでは、EFF政策が実施されなかった補欠選挙区に  
特徴はあるだろうか。二人区（レスター、ポルトン、イプ  
スウィッチ）とアイルランドの選挙区（ロンドンデリー）  
を除くと、EFF政策が実施されなかった選挙区は、四つ  
の例外を除いて三グループに分類できるだろう〔表3〕。  
グループAは圧倒的に保守党の強い選挙区、グループBは  
保守党と自由党の力が拮抗し、しばしば勝敗の逆転する選  
挙区、グループCは自由党の勢力が安定している選挙区で

ある。

得票率の数字が示しうる限界はあっても、これまで述べ  
た事実とも合わせて推察すると、EFF政策は、少なくとも  
も保守党が相対的に強く、かつ労働党が独自の勢力とし  
て選挙民に働きかけ始めた選挙区における労働党の動きに  
連動するものであったと言えるであろう。

#### 註

- (1) リディングトンはその著書で、EFF政策が実施された  
選挙区では、毎回二〇〇票ぐらゐが自由党から労働党に移  
り、各回ともその内五〇〇票から一〇〇〇票ぐらゐが女性達  
の貢献によるものと評価しているが、具体的な根拠は示され  
てゐない。Liddington, *The Life and Times of a Respectable  
Rebel: Selma Cooper (1864-1946)*, 1984, p. 249.
- (2) *Common Cause*, 17 October 1912の公表で、四〇九四ボ  
ンド九シリング三ペンス。
- (3) 「腐敗および違法行為防止法」については、大童一男、河  
合秀和他『かくして政治はよみがえった―英国議会政治・政  
治腐敗防止の軌跡』日本放送出版協会、一九八九年。
- (4) F. W. S. Craig, *British Parliamentary Election Results  
1885-1918*, 1989.
- (5) この計算は、大童、河合他、前掲書、七四頁参照。
- (6) F. W. S. Craig, *British Electoral Facts 1885-1975*, p.  
73. ただし、この額は、届けの出ていない選挙区、無投票の  
選挙区も含めて平均したものであり、実際の選挙費用はこれ

「女性選挙権協会全国連合」とイギリス労働党の選挙協力

よりも多かった。

(7) またNUWSSは、明らかにEFF政策が実施されそうな選挙区において、労働党候補者を応援してはいない場合もある。(キリー、チェスターフィールド、南西ベスナルグリーン、北東ダービシャー) 個々の選挙区には特有の事情があり、選挙の行なわれた各時期には特に争点となった問題もあっただろうと思われるが、なぜNUWSSがこの地区の労働党の候補者を応援しなかったのかについては得票率の数字は語ってはくれない。

## おわりに

これまでみてきたように、EFF政策は、NUWSSの中央にいた自由党支持の女性達の自由党批判、あるいは自由党刷新の要求から始まったが、実際に選挙活動を担った女性達は地方において労働党の育成を目指したのであった。また、選挙区の得票率を見ると、EFF政策が実施された選挙区は、労働党が自由党からの独立を図ろうとした選挙区であった。女性達は、国政参加のための選挙権を持つてはいなかったが、非公式にはその政治活動を通じて政治への影響力を持つた。第一次世界大戦前の政党再編の動きに、女性運動は深くかかわっていたのである。

NUWSSのEFF政策は、二十世紀初頭における、選

挙改革、女性選挙権の実現による民主主義の徹底という新たな要求に対応できない自由党にたいして、労働党を育ていこうとする運動であり、自由党のニューリベリズムの活力の弱さを示している。第一次世界大戦前の自由党のニューリベリズムと労働党の勃興をめぐる議論において、はたして自由党は労働者勢力の支持を保っていたのかという自由党衰退に関する議論とのかかわりでは、自由党が政治的刷新力を失いつつある過程を、EFF政策は示唆している。

しかし、本稿の史料としてNUWSSの機関誌という対外的な広報紙を使ったので、NUWSS内部の自由党支持と労働党支持の矛盾は、十分には、解明できなかった。EFF政策にかかわった女性達の個人文書、NUWSSの内部文書等を検討することによって、第一次世界大戦前の自由党の衰退と労働党の成長への女性運動の影響をさらに明確に実証できるのではないかと思われる。さらに詳細な史料の検討を今後の課題とし、今回は、EFF政策が自由党の活力には否定的な評価を下すものであったこと、また労働党と女性運動の提携にも矛盾があったことを指摘しておくにとどめた。

(史学専攻後期課程在学中)